

## 「障害者雇用在宅就労ニーズ調査事業」に係る 業務委託企画提案仕様書

本事業は、県の本予算成立を前提としたものであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 1. 業務名

「障害者雇用在宅就労ニーズ調査事業」に係る業務委託

### 2. 事業期間

契約締結の日～令和4年1月31日まで

### 3. 事業目的

県内における障害者雇用の状況は、令和2年の民間企業の実雇用率が2.74%と12年連続で法定雇用率を上回っている一方で、法定雇用義務のある企業の約4割が法定雇用率を未達成であることや、令和3年3月には法定雇用率が引き上げられたことなど、更なる障害者雇用の拡大が求められている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、県内企業においても在宅就労を含むテレワークの推進が求められる中、これまで通勤等に支障があったため就労が困難と考えていた障害者にとっては、在宅就労を推進することで、就労に繋がる可能性が広がっているところである。このことから、障害者の在宅就労を推進するため、障害のある方へのニーズや県内企業の状況等を把握するとともに、課題を整理して、今後の施策展開につなげることを本調査事業の目的とする。

### 4. 委託料上限額

委託料 3,006 千円以内とする(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり契約金額ではない。

### 5. 企画提案内容

#### (1) 県内在住の障害のある方や企業における在宅就労の課題等の分析・整理

県内での障害者雇用の在宅就労に関する状況を国や地方自治体の施策や統計データ等を活用して課題等の分析・整理を行う。

#### (2) 県内企業に対するアンケート調査

調査対象企業の抽出(企業規模、調査圏域やサンプル数等)やその根拠、事業目的を達成するために効果的な調査方法を作成する。また、障害者の在宅就労に係るニーズや課題等について、10以上の項目を提案すること。

(3) 県内の障害のある方に対するアンケート調査

県内に居住している障害のある方の抽出(障害特性、調査圏域やサンプル数等)やその根拠、事業目的を達成するために効果的な調査方法を作成する。また、在宅就労に係るニーズや課題等について、10以上の項目を提案すること。

(4) 県外の特例子会社等に対するアンケート調査

県外において、障害者の在宅就労に先進的に取り組んでいる企業の抽出(企業規模やサンプル数等)やその根拠、今後の施策提案を行うために効果的な調査方法を作成する。また、障害者の在宅就労を推進する上で特に必要であると考える事項等について、10以上の項目を提案すること。

(5) 有識者等に対するヒアリング調査

沖縄障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、沖縄県 IT サポートセンターなどの障害者雇用に関する支援機関などの有識者に対し、ヒアリング調査を行い、調査項目の確認や調査結果の意見聴取等、障害者の在宅就労の推進に資する施策展開のために連携すること。

(6) その他事業目的を達成するための効果的な調査方法

上記、(2)～(5)の調査方法のほかに効果的な調査方法を提案すること。

## 6. 委託業務内容

- (1) アンケート調査等の実施(項目の提案、回収等)
- (2) 調査対象者の関係機関等との事務調整業務
- (3) 県内の障害者の在宅就労の促進に関する調査結果の分析、課題整理及び施策提案等

## 7. 業務の実施状況に関する事項

- (1) アンケート等の調査結果及び分析結果について、令和4年1月末までに沖縄県に報告すること。また、その他進捗に応じて必要があればその都度報告すること。
- (2) 本業務は、精算条項を設けた概算契約により委託契約を締結するため、業務完了時に、実施に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。

## 8. 事業の成果品及び著作権について

- (1) 業務完了報告書として、業務活動報告等を記載した報告書(冊子版 50 部及び PDF 版)を納品すること。併せて、報告書概要版についても PowerPoint 等の電子データにて納品すること。
- (2) 当該成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の責任をもって処理すること。

## 9. 経費見積

- (1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を計上する。ただし、提示額は「5. 委託料上限額」の範囲内とする。なお、当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり契約金額ではない。

(2) 経費の内訳については、月数、回数、個数等、見積条件が分かるように明記すること。

## 10. 自社調達利益排除について

業務実施における受託者の自社製品の調達又は関連会社からの調達については、沖縄県商工労働部雇用政策課が策定する「委託業務に係る事務処理マニュアル」(雇用政策課ホームページ掲載)を確認し、記載内容を遵守すること。

## 11. 再委託の制限について

(1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。また、以下の業務(以下、「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委託し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱をすることがある。

### ○契約の主たる部分

契約金額の50%を越える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務

(2) 本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委託し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

下記以外の契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

### ○再委託により履行する部分 (うち、その他、簡易な業務)

チラシ・ポスター等広報物の製作、資料の収集・整理

複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、安易かつ簡易なもの

## 12. 業務進捗状況及び打ち合わせ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを随時実施する。

## 13. 事務処理について

その他本業務の実施に当たっては、関係法令及び沖縄県商工労働部雇用政策課が策定する

「委託業務に係る事務処理マニュアル」の記載事項を遵守すること。

#### 14. 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県商工労働部雇用政策課と協議すること。